

(表1) 安衛法令の安全基準は7項目
～ロープ高所作業の規制内容を例に～

改正安衛則H28.1施行(以下の数値は条文番号)

1. 調査539-4(作業現場を調査し記録する)
2. 作業計画539-5(ライフラインの支持方法等)
3. 作業指揮539-6(指揮者による安全な作業の監督)
4. 設備等539-2,3(ライフライン等の設置と強度確保)
5. 作業の留意539-7,8(墜落制止用器具・保護帽の使用)
6. 点検539-9(始業時点検)
7. 特別教育36(40号)(ロープ高所の特別教育)

(表2) 安全基準の基本的な構成 SAFETY 7
「調査・計画・監督・設備・作業・点検・教育」

- (1)調査：事前に必要な**調査**を行う。
- (2)計画：調査結果を踏まえ、作業**計画**(手順)を立てる。
- (3)監督：作業計画を作業責任者(指揮者)に**監督**させる。
- (4)設備：**機械・設備・環境**は、必要な安全基準を満たす。
- (5)作業：**作業**の特殊性に対応した方法により行う。
- (6)点検：設備等は、**年次・月例検査、始業時点検**を行う。
- (7)教育：作業者には、資格等(免許、技能講習)を取得させ、ライン管理者・スタッフ等と共に**教育**(各級・職長・安全管理者等・特別教育・雇入れ教育等)を受講させる。
- (7-2)作業者等に対しては、5年に1度、**再教育**を行う。

この7項目は、高所、
「調査・計画・監督・設
備・作業・点検・教育」
の7項目に整理すること
が出来ます。(表1)

安衛法令の一層の理解
によって、さらなる死亡
災害の減少を願っていま
す。

昨年の労働災害発生状
況(愛知労働局ホームペ
ージ参照)を見ると、死
亡者数は一昨年より若干

減少したものの発生事案
の多くは在来型の災害で、
これらの対策として、先
ずは安衛法令の遵守が大

切と思われます。それは
安衛法令が、高所、機械、
車両系など、在来型の危険
作業に対して、安衛則、
特別則(クレーン則・酸
欠則等)をもって具体的
な安全管理の基準を示し
ているからです。しかし、

安衛法令の条文の数は3
000を超えると言われ、
近寄りたくないイメージが
難点です。

フォークリフト等の多く
の作業についても共通で
表2のとおりです。この
7項目を念頭に置きなが
ら、法令の詳細を見ると
規制と対策の理解が深ま
ると考えます。



増田労働衛生コンサルタント事務所
所長 増田稔久

安衛法令の規制基本パターンを探る

～セーフティー7～